

国自整第105号の2  
令和6年8月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局  
自動車整備課長  
(公印省略)

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程」が一部改正され、本年8月1日をもって施行されることにより、制動装置及び前照灯の検査の基準が一部変更されることとなる。

これに伴い、今般、標記通達について一部を改正した旨を別紙のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本取り扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

## 「指定整備記録簿の記載要領について」（平成7年3月27日付け自整第67号）の一部改正について

## 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: right;">自整第67号 平成7年3月27日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>物流・自動車局自動車整備課長</u></p> <p style="text-align: center;">指定整備記録簿の記載要領について</p> <p>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。</p> <p>省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～5. (略) 附則 (略) <u>附則 (令和6年8月6日 国自整第105号)</u> <u>1 本改正規定は、令和6年8月6日から施行する。</u></p> <p>別紙</p> <p>黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p>	<p style="text-align: right;">自整第67号 平成7年3月27日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車交通局技術安全部整備課長</u></p> <p style="text-align: center;">指定整備記録簿の記載要領について</p> <p>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。</p> <p>省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～5. (略) 附則 (略) <u>(新設)</u></p> <p>別紙</p> <p>黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例</p>

新		旧																																																																					
1. 黒煙規制車の検査について（略） 2. オパシ規制車の検査について (1) (略) (2) <u>黒煙測定器を用いて判断した場合（経過措置）</u> <u>黒煙・粒子状物質</u> <u>視認・テスト</u> <u>20</u> % m <sup>-1</sup>		1. 黒煙規制車の検査について（略） 2. オパシ規制車の検査について (1) (略) (2) <u>黒煙測定器を用いて判断した場合（経過措置）</u> <u>黒煙・粒子状物質</u> <u>視認・テスト</u> <u>20</u> % m <sup>-1</sup>																																																																					
前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (1) (略) (2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合 ① すれ違い用前照灯試験機による検査でカットオフ有りの場合		前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (1) (略) (2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合 ① すれ違い用前照灯試験機による検査でカットオフ有りの場合																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">前 照 灯</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">取 付 高 さ</th> <th>右</th> <th>左</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すれ違い灯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 8 cm</td> <td></td> <td>5 8 cm</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">光 軸</th> <td>下</td> <td>下</td> </tr> <tr> <td>1 0 cm</td> <td>1 0 cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左・右</td> <td>左・右</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 cm</td> <td>2 0 cm</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">光 度</th> <td>主×100</td> <td>主×100</td> </tr> <tr> <td>cd</td> <td>cd</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副×100</td> <td>副×100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 0 cd</td> <td>8 0 cd</td> </tr> </tbody> </table>		前 照 灯			取 付 高 さ	右	左	すれ違い灯			5 8 cm		5 8 cm	光 軸	下	下	1 0 cm	1 0 cm		左・右	左・右		5 cm	2 0 cm	光 度	主×100	主×100	cd	cd		副×100	副×100		8 0 cd	8 0 cd	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">前 照 灯</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">取 付 高 さ</th> <th>右</th> <th>左</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すれ違い灯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 8 cm</td> <td></td> <td>5 8 cm</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">光 軸</th> <td>下</td> <td>下</td> </tr> <tr> <td>1 0 cm</td> <td>1 0 cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左・右</td> <td>左・右</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 cm</td> <td>2 0 cm</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">光 度</th> <td>主×100</td> <td>主×100</td> </tr> <tr> <td>cd</td> <td>cd</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副×100</td> <td>副×100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 0 cd</td> <td>8 0 cd</td> </tr> </tbody> </table>		前 照 灯			取 付 高 さ	右	左	すれ違い灯			5 8 cm		5 8 cm	光 軸	下	下	1 0 cm	1 0 cm		左・右	左・右		5 cm	2 0 cm	光 度	主×100	主×100	cd	cd		副×100	副×100		8 0 cd	8 0 cd
前 照 灯																																																																							
取 付 高 さ	右	左																																																																					
	すれ違い灯																																																																						
5 8 cm		5 8 cm																																																																					
光 軸	下	下																																																																					
	1 0 cm	1 0 cm																																																																					
	左・右	左・右																																																																					
	5 cm	2 0 cm																																																																					
光 度	主×100	主×100																																																																					
	cd	cd																																																																					
	副×100	副×100																																																																					
	8 0 cd	8 0 cd																																																																					
前 照 灯																																																																							
取 付 高 さ	右	左																																																																					
	すれ違い灯																																																																						
5 8 cm		5 8 cm																																																																					
光 軸	下	下																																																																					
	1 0 cm	1 0 cm																																																																					
	左・右	左・右																																																																					
	5 cm	2 0 cm																																																																					
光 度	主×100	主×100																																																																					
	cd	cd																																																																					
	副×100	副×100																																																																					
	8 0 cd	8 0 cd																																																																					
(注) 「取付高さ」の欄に「すれ違い灯」を記入する。(以下、②、③、④及び⑤についても同じ。)		(注) 「取付高さ」の欄に「すれ違い灯」を記入する。(以下、②及び⑤についても同じ。)																																																																					
(注) 「光軸」を「エルボ一点の位置」と読み替えて数値を記入する。(以下、②についても同じ。)		(注) 「光軸」を「エルボ一点の位置」と読み替えて数値を記入する。(以下、②についても同じ。)																																																																					
(注) 「光度」の(副)の欄に測定光度の値を記入する。(以下、②及び③についても同じ。)		(注) 「光度」の(副)の欄に測定光度の値を記入する。(以下、②及び③についても同じ。)																																																																					

新			旧		
② (略) ③ <u>カットオフラインが確認できない場合 (レンズの表面にくもりがないものに限る) 又は、カットオフ無しの場合 (指定自動車等以外の自動車に限る)</u>			② (略) ③ <u>カットオフ無しの場合</u>		
前 照 灯			前 照 灯		
取 付 高 さ	右	左	右	左	
	すれ違い灯 カットオフ無し 5 8 cm	5 8 cm	すれ違い灯 カットオフ無し 5 8 cm	5 8 cm	
光 軸	下 5 cm	下 5 cm	下 5 cm	下 5 cm	
	左・右 1 0 cm	左・右 1 0 cm	左・右 1 0 cm	左・右 1 0 cm	
光 度	主×100 cd	主×100 cd	主×100 cd	主×100 cd	
	副×100 8 0 cd	副×100 8 0 cd	副×100 8 0 cd	副×100 8 0 cd	
(注) 「取付高さ」の欄に <u>カットオフが確認できない場合は「カットオフ不明確」、カットオフが無い場合は「カットオフ無し」と記入する。</u>			(注) 「取付高さ」の欄に <u>「カットオフ無し」と記入する。</u>		

新

旧

④カットオフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る）

(新設)

前 照 灯		
取付高さ	右	左
すれ違い灯 カットオフライン	5 8 cm	cm
光軸	下 5-6 cm	下 cm
	左・右 cm	左・右 cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 3 5 cd	副×100 cd

(注)「取付高さ」の欄に「カットオフライン」と記入する。

(注)「光軸の上下」の欄に右 26cm 及び右 44cm の点のカットオフラインの位置を間に「-」を挟んで記入する。

新		旧																			
<p>⑤カットオフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">前 照 灯</th> </tr> <tr> <th>取付高さ</th> <th>左</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すれ違い灯 特例ライン 58 cm</td> <td>cm</td> </tr> <tr> <th>光軸</th> <th>左・右</th> </tr> <tr> <td>下 5-6 cm</td> <td>cm</td> </tr> <tr> <td>左・右 cm</td> <td>cm</td> </tr> <tr> <th>光度</th> <th>左</th> </tr> <tr> <td>主×100 100 cd</td> <td>cd</td> </tr> <tr> <td>副×100 45 cd</td> <td>cd</td> </tr> </tbody> </table>		前 照 灯		取付高さ	左	すれ違い灯 特例ライン 58 cm	cm	光軸	左・右	下 5-6 cm	cm	左・右 cm	cm	光度	左	主×100 100 cd	cd	副×100 45 cd	cd	<p>(注)「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。</p> <p>(注)「光軸の上下」の欄に右26cm及び右44cmの点のカットオフラインの位置を間に「-」を挟んで記入する。</p> <p>(注)「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を(副)の欄に記入する。          なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には(主)の欄にも記入する。</p>	
前 照 灯																					
取付高さ	左																				
すれ違い灯 特例ライン 58 cm	cm																				
光軸	左・右																				
下 5-6 cm	cm																				
左・右 cm	cm																				
光度	左																				
主×100 100 cd	cd																				
副×100 45 cd	cd																				
		(新設)																			

新

制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例  
 (1) 制動力の総和を自動車の重量で除した値が 4.90N/kg 以上であることにより判断した場合

制 動 力				
前	(略)			
後	後	右	軸重	左右差
		N	kg	N
後	前	左	N/kg	N/kg
		N	N/kg	N/kg
軸	後	右	軸重	左右差
		1600 N	440 kg	100 N
軸	後	左	7.04 N/kg	0.23 N/kg
		1500 N	7.04 N/kg	0.23 N/kg
計	8900 N	車両重量	8.59 N/kg	
手動	2400 N	1035 kg	2.31 N/kg	

(2) 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が 3.92N/kg 以上であることを適用した場合

制 動 力				
前	(略)			
後	後	右	軸重	左右差
		N	kg	N
後	前	左	N/kg	N/kg
		N	N/kg	N/kg
軸	後	右	軸重	左右差
		800 N	440 kg	100 N
軸	後	左		

旧

制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例  
 (1) 制動力の総和を自動車の重量で除した値が 4.90N/kg 以上であることにより判断した場合

制 動 力				
前	(略)			
後	後	右	軸重	左右差
		N	kg	N
後	前	左	N/kg	N/kg
		N	N/kg	N/kg
軸	後	右	軸重	左右差
		1600 N	440 kg	100 N
軸	後	左	7.05 N/kg	0.23 N/kg
		1500 N	7.05 N/kg	0.23 N/kg
計	8900 N	車両重量	8.60 N/kg	
手動	2400 N	1035 kg	2.32 N/kg	

(2) 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が 3.92N/kg 以上であることを適用した場合

制 動 力				
前	(略)			
後	後	右	軸重	左右差
		N	kg	N
後	前	左	N/kg	N/kg
		N	N/kg	N/kg
軸	後	右	軸重	左右差
		800 N	440 kg	100 N
軸	後	左		

新					旧				
		700 N	<u>3.40</u> N/kg	0.23 N/kg			700 N	<u>3.41</u> N/kg	0.23 N/kg
計		4400 N	車両重量	湿 4.25 N/kg	(注) (略)	計		4400 N	車両重量 湿 4.25 N/kg
手動		2400 N	1035 kg	<u>2.31</u> N/kg		手動		2400 N	1035 kg <u>2.32</u> N/kg
(3) 前軸の全車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合						(3) 前軸の全車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合			
制 動 力					制 動 力				
前軸	(略)				前軸	(略)			
後軸	後前軸	右	軸重	左右差	後軸	後前軸	右	軸重	左右差
	左	N	kg	N		左	N	kg	N
軸	後後軸	右	軸重	左右差	軸	後後軸	右	軸重	左右差
	左	N	N/kg	N/kg		左	N	N/kg	N/kg
	後後軸	800 N	440 kg	100 N		後後軸	800 N	440 kg	100 N
	後後軸	700 N	<u>3.40</u> N/kg	0.23 N/kg		後後軸	700 N	<u>3.41</u> N/kg	0.23 N/kg
計		4400 N	車両重量	4.25 N/kg	計		4400 N	車両重量	4.25 N/kg
手動		2400 N	1035 kg	<u>2.31</u> N/kg	手動		2400 N	1035 kg	<u>2.32</u> N/kg



新

旧

(4) 主制動装置を除く制動装置において、当該装置を備える車軸の全ての車輪（推進軸制動の場合には推進軸）がロックしたことより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

(新設)

制 動 力				
前	前軸	右	軸重	左右差
		左		左右差
前	後軸	右	軸重	左右差
		左		左右差
後	前軸	右	軸重	左右差
		左		左右差
後	後軸	右	軸重	左右差
		左		左右差
計		車両重量		
手動	全車輪ロック		車両重量	
	手動			

(注) ロックする直前の制動力を計測し、手動欄に計測値を記入するとともに、制動力計測値付近に「全車輪ロック」、推進軸制動の場合は「推進軸ロック」と記入する。

新	旧		
<p><u>(5) 主制動装置を除く制動装置において、次に掲げる被牽引自動車であつて路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合</u></p> <p><u>①主制動装置を省略している車両総重量750kg以下の被牽引自動車</u></p> <p><u>②慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量3.5t以下の被牽引自動車</u></p> <table border="1" data-bbox="224 427 1093 494"> <tr> <td data-bbox="224 427 398 494">走行テスト等の方法と結果</td> <td data-bbox="398 427 1093 494">路上試験において制動装置を備える車軸の全ての車輪のロックを確認</td> </tr> </table> <p>電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例 (略)</p>	走行テスト等の方法と結果	路上試験において制動装置を備える車軸の全ての車輪のロックを確認	<p><u>(新設)</u></p> <p>電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例 (略)</p>
走行テスト等の方法と結果	路上試験において制動装置を備える車軸の全ての車輪のロックを確認		